

問題

1. 労働法

(1) 労働法に関する次の①～③の用語について、それぞれ 100 字程度で説明せよ。

- ① 解雇の予告
- ② 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換
- ③ 未成年者の労働契約

(2) 労働基準監督官 S が、管内の A 社に調査のため赴いたところ、以下のような事実が認められた。これらに基づいて、下記の①～③の設問に答えよ。

A 社について

- ・自動車用金属部品製造業を営む会社。支店等はない。
- ・労働者は、65 名(男 40 名、女 25 名)であり、労働組合はない。
- ・所定労働時間は、始業時刻午前 8 時、終業時刻午後 5 時、休憩 1 時間の 1 日 8 時間、土曜、日曜、祝祭日等を休日として 1 週 40 時間以下としており、その旨就業規則で規定している。
- ・賃金の締切は毎月末日である。
- ・労働基準法第 36 条第 1 項に基づく時間外労働協定(以下「36 協定」という。)は、社長が個人的に信頼している労働者を指名して労働者側の代表とし、この者との間で締結しており、延長できる時間は 1 日について 3 時間、1 か月 60 時間、1 年 360 時間としているが、所轄の労働基準監督署長への届出は行われていない。また、いわゆる特別条項は設けられていない。

① A 社が締結している 36 協定の労働基準法上の問題点を説明せよ。

② A 社では、毎年 10 月から 12 月にかけて業務の繁忙期となっており、S 監督官が労働者 X の労働時間について確認したところ、11 月期において、所定労働日に 1 日 8 時間を超えて働いた時間の合計が 45 時間認められ、このうち、8 時間は深夜に及んでいた。この場合、労働基準法上、X に対して支払わなければならない割増賃金を算出するための計算式を示せ。

なお、A 社における、1 年を平均した 1 か月の所定労働時間は 165 時間であり、また、労働者 X の賃金は次のとおりである。

基本給	月	250,000 円
通勤手当	月	12,000 円(通勤に要した費用に応じて支給されるもの)
家族手当	月	5,000 円(扶養家族の有無や家族の人数に関係なく全員に一律に支給されるもの)
職務手当	月	35,000 円(労働者の職務内容に応じて支給されるもの)

- ③ A社は、S 監督官の指導を受けた後、労働基準法第 32 条の 4 に基づいた 1 年単位の変形労働時間制を新たに導入することとした。1 年単位の変形労働時間制とは何かについて説明するとともに、当該変形労働時間制に関する労使協定において定める必要がある条項を列举せよ。

2. 労働事情

- (1) 労働経済に関する次の①～③の用語について、それぞれ 100 字程度で説明せよ。

- ① 労働分配率
- ② 構造的失業
- ③ 春闘

- (2) 我が国の労働市場が、経済のグローバル化や産業構造の変化、就業形態の多様化などの構造化に直面する中で、日本経済が持続的に成長し、雇用と所得の拡大を実現していくためには、今後、どのような労働市場政策が必要とされるかについて論ぜよ。

ただし、下記のキーワードを全て使うものとし、キーワードを初めて使うときには、下線を引くこととする。

(キーワード)

「全員参加の社会」 「不本意非正規」 「多様な働き方」
「失業なき労働移動」 「人材のマッチング」

- (注) 「不本意非正規」とは、「正社員として働ける機会がなかったため、非正規雇用で働く者」をいうものとする。